

第 2 1 期第 2 7 回渡島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年（2020 年） 1 2 月 1 5 日（火） 1 4 : 0 0 ~
2. 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 函館市桔梗 1 丁目 2 5 番地 1 3 号
3. 出席委員 松居 俊治、瀧川 久市、小川 勝士、竹越 勝昭、上見 孝男
工藤 正継、三上 浩、森 祐、西山 武雄、中村 正俊、
佐藤 知寿、柴田 一、阿部 国雄、高野 勇一
4. 事務局 事務局長 神崎 哲郎、専門主任 河合 貴代
臨席者 渡島総合振興局産業振興部水産課 課 長 大島 淳一
〃 漁業管理係長 新山 博史
〃 技 師 高森 大地
5. 議 題
議案第 1 号：北海道資源管理方針（令和 2 年 12 月 1 日公表）の一部改正（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の別紙の追加等）について（答申）

議案第 2 号：特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

議案第 3 号：制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

議案第 4 号：「意見の聴取に関する手続規程」の一部改正について

6. 報告事項 ①第21期第21回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
②渡島海区漁業調整委員会における議事録のホームページ公開について

7. その他

8. 議 事

神崎局長	ただいまから、第21期第27回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。 開催にあたり、松居会長からご挨拶を申し上げます。
松居会長	開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日の委員会は、時節柄、何かとご多忙の中を、各委員さんをはじめ、渡島総合振興局水産課の課長さん、関係の皆様にご出席を頂き、厚くお礼申し上げます。 さて、今年の水産業を振り返りますと、秋サケやサンマ、イカなどが記録的な不漁となっており、大変厳しい年となりました。 このような中、いよいよ終盤を向かえます「秋さけ漁業」ですが、11月末現在の状況は、全道においては、尾数は約1千5百70万尾で、前年の103%、金額は、約3百49億3千5百万円で、前年の121%となっております。 一方、渡島管内においては、尾数は約35万2千尾で、前年の83%、金額は約8億7千9百万円で、前年の105%と、不漁を反映して、浜値の高騰がみられますが、漁家経営は、依然として厳しい状況に置かれております。 また、秋さけ親魚及び種卵の確保につきましても、順調に作業が続けられていると聞いております。 関係機関の皆様のご努力により、秋サケ資源が一日も早く回復することを、

強く願っているところでございます。

これからの季節は、すけとうだら漁等の冬漁が盛漁期を迎え、年末に向け、大変忙しい時期となります。

どうか、海難事故や交通事故には十分注意するよう、浜でのご指導をお願いいたします。

さて、本日は 北海道資源管理方針の一部改正等 4 件をご審議いただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

神崎局長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。

渡島総合振興局産業振興部水産課 大島課長さま、水産課漁業管理係 新山係長さま、同じく高森技師さま、以上でございます。

よろしくお願いします。

松居会長

それでは議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

神崎局長

本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員 15 名中、14 名の委員の方が出席しております。

松居会長

総委員数 15 名中 14 名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

次に、委員会規程第 8 条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

小川委員さんと西山委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日の委員会は、お手元の次第にありますとおり、議案が 4 件となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、さっそく議案に入りますが、議案第1号と第2号は、北海道資源管理方針に係る議案であり、関連がございますので、一括して上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「ありません」

松居会長

それでは事務局より説明願います。

神崎局長

議案第1号と議案第2号は、いずれも資源管理方針に関連ある事項ですので、一括して説明させていただきます。

議案第1号「北海道資源管理方針」の一部改正について、知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明致します。

始めに、資料1-1をご覧ください。読み上げさせていただきます。

北海道資源管理方針（令和2年12月1日公表）の一部改正（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の別紙の追加等）について（諮問）

このことについて、漁業法第14条第9項の規程により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規程により、貴委員会の意見を求めます。

今回の諮問は、前回委員会において審議回答いたしました北海道資源管理方針に、特定水産資源ごとの具体的な資源管理方針を別紙として追加するもので、今回は、さんま、まあじ及びまいわしを定めるものでございます。

資料1-1の2枚目、別紙をご覧ください。

道方針の本文の別紙に係る一部改正案でございます、新旧表の記載のとおり、第8が追加する部分となっております。個別の水産資源について具体的な資源管理方針としまして、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1さんま」から「別紙1-3まいわし太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。と本文に追加いたします。

続いて、次のページをご覧ください。

別紙1－1さんまについてご説明させていただきます。別紙については、サンマが初めてなので一通り概要を説明いたしますが、まあじ、まいわしと重複する部分については以降、省略する形で説明させていただきます。

第1 特定水産資源の名称は「さんま」。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、管理区分として「1北海道さんま漁業」と「2北海道さんまを漁獲するその他漁業」と、2つの管理区分となります。

1つめの管理区分、1「北海道サンマ漁業」の（1）当該知事管理区分を構成する事項として、①「水域」、②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域。②「対象とする漁業」 調整規則に規定されている「さんま漁業」③「漁獲可能期間」（漁獲可能量を管理する期間）として 1月～12月の周年の3つで構成されます。

（2）漁獲量の管理の手法等は、数量を明示した総量の管理とし、漁獲量の報告期限は、通常は、①の陸揚げした日からその翌月の10日まで、②の7場合、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について、陸揚げした日から3日以内となります。

なお、法第31条の公表は管理区分の漁獲量がT A C配分量を超える恐れがあると認めるときに漁獲量の総量を公表するものです。

もう一つの管理区分、2「北海道サンマを漁獲するその他漁業」ですが、数量を明記しない管理となる部分となり、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理とし、基本的に混獲のみであり、全体の量からすると非常に少ないのですが、この管理区分を設けることによって混獲も引き続き報告の対象として、採捕状況を把握する趣旨です。

（1）当該知事管理区分を構成する事項及び（2）漁獲量の管理の手法等は、先ほどと同様で、対象とする漁業が「さんま漁業」以外のさんまを採捕

する可能性のある漁業を網羅する形の記載となっております。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、これまで同様、漁獲実績を基礎とし海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で配分することとされています。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項は、「さんま漁業」については関係者により締結されている「さんま漁業におけるさんま資源の保存及び管理に関する協定」の維持を奨励するとともに、将来的には法第124条に基づく協定への移行を検討することを記載されております。

また、「北海道さんまを漁獲するその他漁業」の現行水準の管理区分については、現在の道計画と同様に努力量管理として「漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努める」と記載されております。

続いて、別紙の別紙1－2 まあじについてご説明させていただきます。

第2 知事管理区分については、「1 北海道まあじを漁獲する漁業」を設けております。

まあじについては、ほぼ道南太平洋海域における定置網漁業による、混獲のみとなります。管理の手法としては、数量を明記しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。そのほかの内容はさんまと同様です。

続いて、別紙の別紙1－3 まいわし太平洋系群について、ご説明させていただきます。

まいわしは太平洋系群と対馬暖流系群があり、本道は太平洋系群が対象

第2 知事管理区分については、「北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業」と「北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業」、2つの管理区分を設けることとしております。

管理の手法としては「北海道マイワシ太平洋系群火光を利用する敷網試験操業」は、数量を明示した総量の管理、「北海道まいわし太平洋系群を漁獲

するその他漁業」は数量を明記しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。

その他の内容はさんまと同様でございます。

資源管理方針の改正についての説明は以上となります。

これまでの説明では使用しませんでした。参考資料として、資料１－２国の示した都道府県資源管理方針例と北海道資源管理方針を対比した資料、資料１－３として、北海道資源管理方針（案）の溶け込み版を、資料１－４として、根拠法令を添付しておりますので、後ほど、目を通していただければと思います。

続きまして、関連いたしますので、議題２「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわ太平洋系群）に関する令和３年管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」説明させていただきます。

資料２－１をご覧ください。

北海道知事より、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）に関する令和３管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、諮問がありました。

読み上げさせていただきます。

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）に関する令和３管理年度における漁獲可能量を別紙１のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

また、まいわし太平洋系群の漁獲可能量に関する令和３管理年度における留保枠からの配分及び数量の融通について、別紙２の取り扱いとしたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、併せて、貴委員会の意見を求めます。

別紙１として、知事が公表する案が添付されております。

また、別紙２として、「漁獲可能量に係る留保枠からの配分及び数量の融通について（まいわし太平洋系群）」が添付されており、諮問文の、また以降に記載されております部分の考え方を記した資料となっており、後ほど説明させていただきます。

なお、関連する根拠法令については、資料２－７として添付しておりますので、後ほど確認ください。

それでは、資料２－２「令和３年のＴＡＣについて」をご覧ください。

これは、１０月３０日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から示された、令和３管理年度における漁獲可能量（ＴＡＣ）の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

「さんま」から順次説明させていただきます。令和３年のさんまＴＡＣについては、本年６月の北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）年次会合が新型コロナウイルス感染症の影響で来年２月に延期されました。

よって来期の漁獲枠を暫定的に２０２０年と等量とし、今後、新たな漁獲枠などが決定されれば、ＴＡＣを改定するとされております。

従いまして、漁獲可能量として、前年等量の２６４，０００トンが設定され、大臣管理漁業へ２０５，５００トン、北海道へは２７，６００トンとの配分となっております。

なお、大臣管理と知事管理の数量の増減は、令和３管理年度が基本シェア見直し年のため、その結果を反映したものとなっております。

次に、資料２－３【さんま】をご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、①として、国から配分された数量を、「道東太平洋海域及びオホーツク海海域」と「その他の海域」に配分し管理。

②として、知事許可漁業である「さんま漁業」に数量配分。

③として、待網漁法である定置網漁業等の「その他漁業」は「現行水準」とされております。

④として、配分された27,600トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠5,000トンを含み、すべて「さんま漁業」に配分とされております。

⑤として、この5,000トンを控除した22,600トンについての「さんま漁業」と「その他漁業」への配分については、「直近3カ年の平均採捕数量の比率」、さんま漁業96.58%により配分。

この結果、道東太平洋海域及びオホーツク海海域の「さんま漁業」は、前年から500トン増の21,800トンとなりますが、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員が、オホーツク海海域で操業する枠とされた5,000トンを加えた26,800トンが、この海域の「さんま漁業」への配分数量となり、下に記載されている、この海域の「その他の漁業」と、右に記載されている、その他の海域の「その他漁業」は「現行水準」とされています。

次に「まあじ」について、資料2-2に戻りまして、表が新たな資源管理に基づく記載となっておりますので、表の見方を含めて、少し詳細に説明させていただきます。

「まあじ」についてですが、新たな資源管理に基づく、最大持続生産量、いわゆるMSYを達成する資源水準の値への回復を管理の目標として、加入量の過程を理論値で推定する手法で、評価を行っているとのことであり、MSYの達成に向けて、親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで算定されたABCをTACとして設定されています。

このまあじ資源につきましては、太平洋系群と対馬暖流系群があり、最初にまあじの欄の上、「太平洋系群」の左から4つ目の欄MSY（最大持続生産量）と記載されて部分、上段の6万トンがMSYを達成する親魚量で、表中では、SBMSYと略して記載されています。

その下の3万8千トンがMSYとなります。

その左の欄に2019年の親魚量が2万トンと記載されており、この数値は、下の記載にSBMSY、MSYを達成する親魚量、6万トンを下回り、限界

管理基準値、漁獲圧力の削減を検討しなければならない基準、ここには、記載はありませんが、1万5千トンに近い資源状態となっております。

一方、その下の欄の対馬暖流系群については、MSYを達成する親魚量はSBMSY25.4万トン、その下のMSYが15.8万トン、2019年の親魚量は28.3万トンで、SBMSY25.4万トンを上回る資源状態となっております。

令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て、決定された漁獲シナリオにより算定されたABCのうち日本分の両系群の合計値150,800トンが、令和3年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が41,900トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「若干」ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。

次に、資料2-4 【まあじ】をご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、「まあじ」への配分はこれまで同様ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。

国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3ヵ年の最大では、R1が393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。

次に「まいわし」についてですが、再度、資料2-2をご覧ください。

こちらにも新たな資源管理に基づくMSYによりTACが設定されております。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量SBMSYは118.7万トン、2019年の平均親魚量は158.5万トンで親魚量の基準で、MSYを上回る資源状態となっております。

令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、97.3千トンが、令和3年のTACとして設定されております。太平洋系群は、大臣管理漁業、大中型まき網漁業、への配分が513,800トン、北海道の知事管理量は、前年より29,000トン少ない36,000トンの設定となっております。

なお、国ではマアジ、マイワシのTACの25%を留保しております。

これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されたものです。

資料2-5【まいわし】をご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から北海道に示された数量のうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるマイワシ資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ27,000トン配分。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めることから、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和元年の1隻当たり平均漁獲量に令和3年許可見込み数を乗じた数量を計画数量として配分。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載されていますが、近年3ヵ年の最大では、29年の約28,000トンとなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道採捕量の7割以上を占める状況となっております。

次に、資料の2-6、「令和2年と令和3年の配分量の比較について」をご覧ください。

今回対象となるさんま、まあじ、まいわしを記載しております。

なお、令和3年のTACのうち、現在、設定されていない5魚種については、管理期間が始まる前までに諮問されることとなりますが、くろまぐろ、すけとうだら、するめいかは来年2月下旬から3月中旬頃、ずわいがに、ま

さば及びごまさば来年5月下旬から6月中旬頃を予定しているとのことです。

最後に、資料2－1の別紙2、「漁獲可能量に係る留保枠からの配分及び数量の融通について（まいわし太平洋系群）」をご覧ください。

要約して説明いたします。1の背景の部分に、国において、（1）国の留保枠からの配分、（2）大臣管理区分と知事管理区分の間での融通について、水産政策審議会に事後報告で対応できると決定された旨記載されております。

2の今後の取り扱いについては、道における対応案が記載されており、（1）国の留保枠からの配分は、全量を北海道漁獲可能量に機械的に配分し、海区漁業調整委員会への諮問を経ず、事後報告とさせていただきたいとのことです。

また、（2）漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の譲受についても同様とさせていただきたいとのことです。

これら理由としては、想定外の来遊により待ち網漁業において急激な漁獲の積み上がりも考えられることから、北海道のT A C配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するため措置するものです。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

松居会長

ただいま、事務局から事務局から議案第1号、第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

中村委員

議案第1号、第2号の知事からの諮問について、海区委員の一委員として認めざるを得ないという認識はしております。

ただ、まいわしの件なんですけども、令和3年3万6千トン、それと2万7千トンが試験操業。そうすると9千トンくらいの配分。ただ、渡島管内はまいわしについては、年によっては1万トン以上の水揚げがあることがあるんですね。3年前には、北海道から説明があった時には、沿岸、特に定置網については、若干量という位置づけの中で、心配することはない、と強く答弁もありました。

今回その若干量からですね、現行水準を超えないという表現に変わっておりますけども、やはり、定置漁業に属する地区といたしましてはですね、いつどのような形で入るかもしれないので、まいわしについては、今まで同様の若干というのを維持しながら、漁獲があった時には、浜が混乱しないように改めて北海道の方に徹底した管理をお願いしたい、このように思っております。

新山係長

今の中村委員のご意見に対しまして、まいわしに関しましては、かつて若干量ということで、支障がなく操業しておりましたが、近年の試験操業の台頭によりまして、数量管理が昨年度からなされているという状況になってございます。

渡島といたしましては、特に定置網漁業を中心とするまいわしの漁獲数は相当量に上っているという状況になってございます。ですから、特に注視していかなければならない魚種であるということで、認識致しております。

中村委員のご発言にもございましたが、道といたしましても、定置網漁業の操業に支障が出ないように、迅速に国の留保枠から配当をいただくと、これを、先程も説明いたしましたが、海区委員会等の手続きを含め、迅速に行いながら、操業に支障のないように数字を配分するという回答をいただいているところでございます。

加えまして、今回の件に関しまして、水産庁の魚谷室長に申し入れをしております。その回答をご紹介いたします。

魚谷室長からは、漁獲の積み上がり状況を注視し、現場に支障がないように迅速に配当したいという正式な回答をいただいているところでございます。

松居会長 宜しいですか。

中村委員 はい。

松居会長 渡島については、一時、まいわしについては10万トンも揚がったことがあるから、定置網にね。資料を見てみると、火光を利用する敷網漁業やロシア海域の方にも大分、取られているような気もするので、定置網に絶対に支障のないように、配分の方をお願いしたい、そのように思います。

新山係長 はい、わかりました。

森委員 はい。

松居会長 はい、どうぞ。

森委員 地域性があると思いますけども、過去に私どもの漁業としては、集魚灯を使ったたもすくい網漁業が主流で、過去にやっぱり何万トンも揚がってました。

今の状況からすれば、全くゼロに近いんだけども、いつか戻ってくるという期待をしているわけで、浜としては。

その時に、この状況であれば、漁獲量が当たらないわけだ。集魚灯については、全く目が向いていない。万が一、漁が復活したら、果たして、その枠を少しでも貰えるのか、そこを確認したいと思います。

新山係長	はい。かつて、たもすくい網漁業により、噴火湾から日本海に渡って、相当量の漁獲があったと認識しております。 そういった状況が今後またあるかどうかは、予想は容易にはできませんが、そういったことも含めて、道庁に対しては、火光敷網とそれ以外にも、漁獲があるといことを申し入れさせていただいております。 今のところ、あくまで、その他漁業ということで、現行水準の中で、もしそういったことがあれば、取り扱うという回答はもらってますけども、数量がまだまだ十分ではないと思っておりますので、引き続きそういう要望、あるいは認識を提示するようにしていきたいと思っております。
松居会長	あと、ありませんか。
各委員	「ありません。」
松居会長	なければ、議案第1号、第2号については、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。
各委員	「異議なし」
松居会長	ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。 次に議案第3号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)」を水産課より説明いたします。
新山係長	資料3に従いまして、説明させていただきます。先だつての海区委員会でもご説明しましたが、皆さま、御承知のとおり、本年12月1日、改正漁業法が施行されまして、北海道におきましても北海道漁業調整規則を制定・施行し、新たな規定のもと漁業許可の手続きを開始したところでございます。

今回は、新たな仕組みの中での知事許可漁業の許可に当たりまして、現法に基づきまして制限措置等を定める必要があることから、新漁業法に基づきまして、海区委員会に諮問させていただくということになってございます。

資料は、本庁処分の分と振興局処分の分と2つの資料となっております。

まず、本庁処分の方を説明させていただきます。諮問の根拠条項につきましては、漁業法第58条において準用する第42条3項の規定に基づく諮問となっております。

関係漁業につきましては、裏面をご覧ください。

すけとうだら固定式刺し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業、の2件が諮問の対象となっております。まず、すけとうだらに関しましては、日高管内の許可の諮問です。小型さけ・ますはえ縄漁業に関しましては、十勝・釧路の許可の諮問です。本庁処分に当たっては、渡島管内のものではございませんが、海域が重複しているので、諮問があったということです。もう一枚資料をめくっていただきまして、字が小さくて大変申し訳ございません。公示しなければならない内容といたしましては、制限措置の内容でございます。

表の左から、漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可を申請すべき期間。操業区域に関しまして、特に今回影響がありますのは、日高管内の海域、あるいは、道南東部海域でございます。漁業時期は早いところで12月からということになってございます。許可すべき船舶の数は海域ごとに定めてございます。トン数につきましては、10トン未満あるいは、20トン未満です。資格は、日高管内に住所を有する者。申請の期間は令和3年2月1日から令和3年3月1日まで。備考欄につきましては、まず、許可の有効期間、今回は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの有効期間となります。申請する場所は、振興局ということです。下の方は許可の条件等が記載されているものでございます。次ページ以降も、同様の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

もう一枚めくっていただきまして、今度は小型さけますはえ縄漁業になります。こちら、十勝・釧路に関係するものではございませんが。

小型さけますはえ縄漁業、漁業時期は4月15日から7月7日まで。許可すべき船舶の数は14隻以内。船舶のトン数につきましては5トン未満あるいは、10トン未満です。漁業を営む者の資格は、十勝、釧路及び根室に住所を有する者。申請の期間は令和3年2月1日から令和3年3月1日までということになってございます。

もう一枚めくっていただきまして、今回諮問する内容については、許可等の基準ということで、前回の説明内容と同様でございますが、基本的に操業実績者を優先させていただきます。重複した場合は、クジによるということが、右側に記載されてございます。こちらについては、共通事項となっております。

次ページ以降は、旧取扱方針を参考として添付してございます。

もう一つ、ホチキス止めしてある資料をご覧ください。こちらは振興局処分のものでございます。許可の一覧表をご覧ください。

渡島管内につきましては、小型機船底びき網漁業、えぞわすれがい、ほたてがい、ほっきがい、そして潜水機漁業、この2種類につきましては、来年春に有効期間が切れて許可を更新させていただく漁業について、諮問させていただきます。

一枚めくっていただきまして、横表になってございますが、こちらに、今回公示させていただくものを記載させていただいております。

制限措置の内容は、表に記載のとおりとなっております。

漁業種類につきましては、それぞれ、ほっきがい、ほたてがい等が記載されてございます。

操業区域につきましては、各漁業協同組合の共同漁業権漁場区域内ということになってございます。

漁業時期につきましても、基本ベース、例えば5月1日から4月30日まで

でとってございすが、たし、こうった期間の内、行使承認に記載された操業期間内という定めでございす。

許可の隻数につきましては、小型機船底びき網漁業につきましては、定めないということにしております。総トン数につきましても、10トン未満。

資格要件は、渡島管内に住所を有する者。イといたしまして、操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者ということで、組合員にある程度制限できるという内容になってございす。申請の期間は毎月1日から末日まで、ということで、随時、申請を受け付る内容になってございす。

翌ページ以降は、潜水器の漁業になってございす。量は少し多いですが、様々な種類がうちの管内はございまして、獲る魚種によって、それぞれ区分がされてございす。

内容につきましては、割愛いたしますが、こちらでも来年4月以降に操業期間がある魚種になってございす。

許可等の基準は、操業実績者を優先するといった内容も今回付けさせていただきます。制限措置の取扱い等も資料の最後の方に付けておりますので、後ほどご覧いただければ、と思います。

内容につきましては、各組合さんの意見等を伺いながら、決定させていただいております。途中、中身を変える必要があった場合には、改めて、海区漁業調整委員会さんへ諮問させていただきます。

説明については、以上です。

松居会長

ただいま、水産課から議案第3号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

松居会長	ご意見、ご質問がないようようですので、議案第３号については、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。
各委員	「異議なし」
松居会長	ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。 次に議案第４号の「意見の聴取に関する手続規程の一部改正」についてを事務局より説明いたします。
神崎局長	意見の聴取に関する手続規程の改正についてを説明させていただきます。 漁業法において、各種手続きにおいて、知事の諮問等に対して海区委員会が意見を述べる際に、公開によって意見を聴取することが規定されていることから、渡島海区漁業調整委員会において、意見を聴取する際の手続きについて「意見の聴取に関する手続規定」を定めています。 この度、漁業法が大幅に改正され、海区委員会が公開で意見を聴取する条項等が改正する必要性が生じたことから、事務局において改正案を策定し、議案を上程するものです。 資料４－１に新旧対照表を整理しておりますので、ご覧ください。 第１条 趣旨としまして、海区委員会が公開で意見を聴取することが規定されている条項が列記されております。 条項毎の改正について、資料４－２に整理しておりますので、ご覧ください。 まず、今回改正する「意見の聴取に関する規程」の必要性について、後の説明に関連してきますので、簡単に説明させていただきます。 行政手続きにおいて、公開で意見を聴取する場合の手続きについては、行政手続法に定められており、今回改正する規程は本来不要ですが、改正漁業法第７８条において、一部を除き、行政手続法の適用除外とされております。

この適用除外の規定により、個別の委員会に、その手続きを任されていることから、各委員会において、規程を設ける必要があります。

なお、水産庁より規程例が令和2年11月4日付けで示されており、規程例に準じて改正案を策定しております。

改正漁業法において、委員会が意見を聴取する必要がある場合は、表の左端の「条項の場合分け」に記載されておりますとおり、8通りございます。

(免許をしない場合) そのうち、一番上の「免許をしない場合」につきましては、行政手続法の適用除外とされておられませんので、行政手続法に基づき、意見を聴取することとなりますので、今回改正される規程からは削除されます。

(条項番号の変更のみのもの) 上から2番目から5番目及び一番下の5条項につきましては、条項の番号を変更するだけのものとなっております。

(休業中の許可の条項の追加) 残る上から6番目につきましては、休業中の許可を取り消す場合の条項となっておりますが、改正前では、適格性を有しなくなった場合に漁業権の行使を停止となった漁場について、休業中の許可と同様の措置ができるとされている条項について、漁業法の改正前からある規定ではありますが、規程に明記されておりましたので、改正に合わせて明記するものです。

(沿岸漁場管理団体の新設) 最後に上から7番目の「沿岸漁場管理団体」の指定の取り消しについては、改正漁業法において、新たに規定された条項であり、表中の「沿岸管理漁場制度の説明」に記載されておりますとおり、「組合員の減少や高齢化、新規参入等により、組合員以外の漁場利用者が増加した場合、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動を組合員による負担を前提とした漁協活動だけでは限界が生じてくる可能性がある。また、一部の漁協では参入した企業等から漁場管理のために協力金等を徴収しているが、根拠が不透明との指摘もある。

このため、漁協等が、構成員以外を含め漁場を利用する者が広く受益する

保全活動を実施する場合、都道府県の指定に基づいて、新たな団体を設立し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理を行わせる新たな仕組みを設けたもの。」であり、この団体の指定を取り消す際にも、知事の諮問への答申に際して、公開で意見の聴取を行うこととされているものであり、新たに条項を追加するものです。

資料４－１に戻りまして、第２条の一部及び７から８ページの改正前の第１４条第１５条については、第１０条が行政手続法に基づき処理することとされたことに伴い第１０条に係る部分を削除するものです。

第４条第１項については、漁業法の改正に伴い漁業法施行令も改正され、引用する条項が、第１条の２から、第９条第１項に条項が変更となるものです。第５条第３項、第７条、第８条、第９条、第１０条第１項及び第３項、第１３条においても同じ改正を行うものです。

３ページ目の改正前の第８条「文書等の閲覧の手続」については、漁業法改正に伴い該当する条項がなくなったことから、削除するものです。

５ページ目の第９条において、改正前に弁明書と表記されていたものを陳述書と表記が変更されております。第１０条第１項第５号においても同じ改正を行うものです。

６ページ目の第１０条第３項及び７ページ目の第１１条第２項においては、改正前には等と表記されていたものを、具体的な名称を記載するものです。

同様に、第１１条第１項において、改正前には、請求者とされていたものを具体的な当事者又は参加人と表記を変更しております。

説明は以上でございます。

松居会長

ただいま、事務局から議案第４号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員	「ありません。」
松居会長	ご意見、ご質問がないようようですので、議案第４号については、当委員会として、適当である旨、決定することで、ご異議ありませんか。
各委員	「異議なし」
松居会長	ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。 次に報告事項①「第２１期第２１回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」を事務局より説明いたします。
河合専門主任	報告資料１について、資料に基づき説明させていただきます。 失礼ですが、座って説明させていただきます。 第２１期第２１回北海道連合海区漁業調整委員会は、コロナの感染拡大を防止するため、書面開催となりました。 第２１期第２１回北海道連合海区漁業調整委員会開催結果をご覧ください。議案は、議題が１件、協議事項が２件、その他に報告事項となっております。 議案第１号については、漁業法等の一部を改正する等の法律附則第８条の規定に基づいて、既に発出されている小型さけ・ます流し網漁業許可に係る制限措置を定めるための諮問でありました。制限措置の内容は、現行の内容を踏襲しており、今回の改正で操業実態を変えるものではありません。 審議の結果、１５名中、１５名から承認の回答があり、原案どおり決定されました。 続きまして、協議事項（１）についてです。本件は、本指針の変更に当たっては、連合海区漁業調整委員会への付議が必要となっていることから、協議事項とされました。

変更点は、魚種別資源管理を行うものに、キチジ、アサリを追加、漁業種類別資源管理を行うものに、めぬけ固定式刺し網を追加する等です。

審議の結果、１５名中、１５名から承認の回答があり、原案どおり決定されました。

協議事項（２）につきましては、漁業法改正により、都道府県は、資源管理に関する基本的事項は資源管理方針に定めることとされたため、協議についての法定上の規定はありませんが、新たに方針を策定することに鑑み、特に重要事項と判断し、知事から連合海区漁業調整委員会へ協議があったものです。

審議の結果、１５名中、１５名から承認の回答があり、原案どおり決定されました。

その他の報告事項につきましては、資料を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

また、委員会における質疑応答については、改正結果の後ろに添付しております「第２１期第２１回連合海区議案等に対する意見及び回答」にまとめられておりますので、こちらにつきましても、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

松居会長

ただいま、事務局から説明がありましたことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

松居会長

ご意見、ご質問がないようようですので、次に報告事項②「渡島海区漁業調整委員会における議事録のホームページ公開について」を事務局より説明いたします。

神崎局長

海区漁業調整委員会の議事録について、今後、インターネットでの公表とすることについて、説明させていただきます。

これまで、海区委員会の議事録は、開示請求の手続きを経て、請求者に対して開示することとしてきましたが、令和2年12月1日付け施行の漁業法の改正に伴い、一層の透明性を図るため、議事録をインターネットで公表しなければならないことが規定されたことから、施行日以降の海区委員会の議事録をホームページにおいて公表することとなります。

資料の一番下の部分に根拠を記載しております。

漁業法の改正に伴い、国が示しております「海面利用制度等に関するガイドライン」としてに関係規定がまとめて説明されております。

第8 海区漁業調整委員会等 3情報の公表等。海区漁場計画の策定過程、資源管理の議論等について、一層の透明性を図るため、議事録をインターネット等により公表しなければならない。法第145条第4項。また、当該議事録の公表については、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。施行規則第47条第1項。なお、議事録の内容については、簡易な概要ではなく、委員の発言内容や議論の過程等が分かるものとするのが適当である。

このことに伴い、渡島海区においても公表することとなりますが、公表形式と記載しております部分にありますとおり、北海道のホームページに搭載できる容量に限りがあり、多量の文書を掲載することができないことから、直近の議事録のみをインターネットで公表し、その他の過去の議事録や会議資料については、問い合わせがあった場合に提供することで対応したいと考えております。

説明は以上です。

松居会長

ただいま、事務局から説明がありましたことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

松居会長	局長これ、公表する時に、委員の名前も公表するのか？
神崎局長	はい。そうです。
松居会長	その他に、ご質問やご意見等はございませんか。
小川委員	会長、ちょっといいですか。
松居会長	はい。どうぞ。
小川委員	先程、会長のご挨拶の中に、今年の秋さけの低水準、今年もほぼ終了した中で、まだ総括されていない状況なんですけどもね。秋さけの報告会が今年はないということで、渡島の詳しい傾向というのは、どうしても分かりませんけども、放流適期がどうも、私も専門じゃないから分かりませんが、どうも疑問があるなと思っているんですね。 こういう場で話していいか、ちょっと分かりませんが、11月に道の内水試がですね、来遊の不振について4年前の稚魚が、沿岸水温が急上昇して、稚魚が環境に適応出来ず、資源が減り、今年の不漁になっていると、先月そういう話をしてるんですよ。 これは、さけに聞かなきゃどうなってるのか、分からないけど、4年前の放流適期が外れたんじゃないかと、要するに今やっている放流適期がね、結局は水温の急上昇、原因がね。そうすると、今、道なり、関係機関が言っている放流適期というのは、じゃあ、正しいのかって、こういうことになってくる。北水研の工藤さんという方が釧路の方で沿岸親潮調査をしているんですよ。これを見ると、3年間全部違うんですよ。3年間全部違うっていうことは、放流適期というのは毎年変えなきゃ駄目だ。放流適期というのは水温かなり影響しますのでね。これが内水試の主幹が言っている急激な水温上

昇というのがあり得ると。

急激な水温上昇というのがあり得るということは、放流適期として決めている期間というのが、常に変えなきゃならない状況というのがあるんじゃないかな。ということになると、その前後っていうんですか。これは私の記憶なんですけども、経済効果、費用効果が、前後が来遊が非常に少ないから、放流しても、経済効果が薄いから、こういう中心の放流適期に絞るべきだという風に言ったような記憶がある。それで、こういう風になっている。

経済というか、合理的な方法として、当時考えたと思う。

放流適期がどうも疑問なんですよ。

今年、留萌管内、小樽管内が200パーセントなんです。来遊数ね、ご承知の通り。なんで、増えてるんだと、日本海増協に聞きましたら、1グラムのサイズには拘っていないということが、まず一点ですね。じゃあ、その放流適期ってのは、我々よく分からないと。これ、担当課長の話だと思ってね。日本海は、最近、独自に放流適期をより幅広くとって、そして、放流してると、ということになるとですね、先程の話の急激な水温上昇で、がつんと来た時に、幅が狭ければ、絞っちゃうと、一発で全部逝ってしまう可能性があるんじゃないのかな。これ、私、素人考えです。

ですから、昔は広くとってましたよね。

そういうことを日本海増協がおっしゃってたんで、今の放流適期ってのはね、管内でも河川毎にやってますよね、やってると思うんですけども。

八雲ですから、私も地元のね、孵化場の担当と色々話しをするんですよ。現場でね。やっぱりね、広くとってくれたら、稚魚が徐々に流すから、施設の容積がだんだんあずましくなる、魚がね。したら、大きくなって、健康になってくんじゃないかと。まあ、その人の話なんでね。そういう環境になると適期に非常に関係あることですから。この4年間、全く魚が獲れてきてないということですから、まあ、色々、日本海の例も踏まえてね、私個人的には放流適期が非常に影響してきて、問題があるんじゃないかと是非これねえ、

あっているかどうか、分かりませんけど。

松居会長

はい。

あの、委員会の中ではその問題については、なかなか回答は出せないと思いますんで、阿部さんに是非お願いしたいと思います。

今、小川委員さんが言ったことを考慮しながらですね、増協の方で検討願いたいなとそうように思いますので、よろしくお願いします。

阿部委員

放流適期が今のが良いのか、それとも、グラム数に拘るのか、試行錯誤の中でいろいろな状況を考えてやってございますので、今、小川委員が言われたことを参考にしましてやっていきます。

小川委員

会長、もう一点いいですか。

松居会長

はい。手短に。

小川委員

道は親魚捕獲計画200パーセントってよく言っているんですよね。これ、捕獲場の人たちはよく分からないで、そういう話は一切聞いていないと。どういう意味なのかなと、それちょっとお聴きしたい。

大島課長

今のご質問は遊楽符川の特別採捕許可関連で。

小川委員

道が数年前から、やはり遡上をですね、計画の200パーセント以上、共通して目指すんだって話を我々聞いているから。その自然産卵を促すものなのか、それとも200パーセントは全く不可能な数字だって言ってるんですよ、非現実的だと。

昔はそうだったかもしれないけど、200パーセント遡上するっていうの

は、まず、今あり得ないです。それを今現在、200パーセント以上達成をするって道が言っているのは、どういう意味なのか。その自然産卵を促すものなのかってことなんです。

大島課長 短い言葉で言えば、数ある中から、多く捕獲する中で、優良な卵を捕るという意味がベースにあるということだと思います。親が多い方が、優良な卵を捕れるという意味合いだと思います。

松居会長 どうやって見分ける。

大島課長 やっぱり、魚体を。

阿部委員 そうじゃないと思う。

大島課長 やはり、捕獲計画に対して100パーセントだったら満足だという、そういう考えには増協さんになっていないと思います。

阿部委員 元気な卵は見分けはつかない。

大島課長 ある程度、数は用意しておかなければならないという、そういった意味なんです。

阿部委員 多く数を用意してやるという意味だ。

松居会長 だから、渡島増協で一本化する前ってのは、各組合でやってたわけでしょ。その時ってのは、今の倍も撒いていたわけだよね。そして、還ってきたんです。

それが、増協一本化して、まとめて道の言うことやるようになって駄目になったんだよね。それ、はっきりしてんだ。

阿部委員

研究機関が話していることが、その地域に適正しているしていないかってのはね、ごく一部の話であって、他の所にそれ押しつけるの、おかしい話なんだ。

松居会長

資源が減少してるのは、色々あると思いますけども、一つや二つの要因ではないなとは思ってますけども、なるべく、元気な良い稚魚を確保して、放流してもらおうと、それよりないと思います。放流数については、出来るだけ多くの稚魚を放流してもらおうと、増協の方でも頑張って貰いたいと思っています。

竹越委員

はい。

松居会長

はい、どうぞ。

竹越委員

今、小川さんの話に関連するんだけど、温暖化によってさけが沿岸に寄っても、温度が高いと戻るって話なんだ。

それで、稚魚を放す時、高い水温で慣れさせて放す方法ってのはどうなんですか。

阿部委員

さけが戻るって、どこに戻るんですか。

竹越委員

さけが沿岸に戻る時、水温が高い時、戻るんだ。

阿部委員

沖側に戻るってこと？

竹越委員 はい。だから、稚魚を放す時に、もっと高水温で慣れさせて放す技術は出来ないの？

松居会長 稚魚の放流については、それ、やってるでしょ。

阿部委員 一応、水温的には、上げないで大きくして、それで、放すようにしている。

竹越委員 うーん。水温が高い時、帰るって言ってる。

阿部委員 今、直帰型って言ってるね、水温が高い時には遊ばないで、そのまま川に上がっていくんだ。今の主流になっていてね。なかなか、水温が高い時には、遊び場で遊ばないってのが不振の一番の原因になっている。

長い年月かけて還ってきたやつが、水温に慣れさせて放して、果たして、還ってきたやつに対してどうなのか。

出てる時に元気なやつを放して還ってくるのをやるんだけど、その道中に高水温に慣れさせた稚魚っていうのは、今、この水温に対してちょっと難しいんじゃないかな。さけの話聞かなきゃ、分からないけども、なんで遊んでいけないかって。

だから、川はある程度上がるんだけど、網には入らないっていうのが今、直帰型というのになっていますので。

当然、今、言われたことも参考にしながらですね、出来るだけ多く還ってくるように考えてますので、今後ともよろしくお願いします。

竹越委員 北海道はさけって考え方がずっとあった。正月になると内地なんかにはさけを送ってたけど、今は送ってやるさけがいらないんですよね。

松居会長 あと、余談になるけどね、水温だけで言わせてもらおうと、北海道より、道南よりさらに水温の高い岩手だとかさ、宮城だとか、あっちの方まで行って獲れているんだよね。あっちのさけっっていうのは、水温に強い稚魚を放流してるのかどうなのか。

阿部委員 それ聞いたんだ。そうでもないんだよ。自分ところの水温でやってるから、それで、適しているんでないかっていう。

松居会長 だから、水温だけの問題でないんだよね。

阿部委員 そう思います。

高野委員 去年もそうだったけども、3年、4年でカムバックしてくる。そういう中で、特に、今、竹越さんの話、水温高いば戻る、これ絶対あり得ないんだ、まず。北洋海域からきて、自分の母川に還ってくる、これ必ず母川に還ってくる。そういう中で、去年と今年そうだった。今年、日本海、遠別辺りから宗谷まで水温ん24度。噴火湾もそうだったけども、日本海も同じく、23度、24度。それで、秋あじ大漁なの。宗谷もそうだ。稚内かわして、ずっと小樽まで。したから、それ2年続いている。そういうことを見ると、水温、秋の高水温は関係無いと、そう思わざるを得ないんじゃないかなと今年はそう完全と感じた。だから、問題は、小川専務言うとおりの、放流する時の適期、又は、稚魚の1グラムでも放流している、これが小さすぎると思う。やっぱ、ある程度、体力付けた中でもって1.5グラム、2グラムとかで、良いと思う。そういう放流の方法を変えなかったら、改善されないと、俺はそう思う。そのためには、やっぱり管内にも、毎年1億粒放流こんなもんじゃ、俺駄目だと思う。回帰率を高めなければならない。半分、5千万粒でもいい。みんな多く放す。俺、逆だ。稚魚を大きくするためにはやっぱり、飼育数を減ら

して、今、良い餌があるから。そういうもの食わせて、大きくしてやらなかったら、なんぼ放したって、還ってこなかったら何にもならねえ。回帰率を高めなければどうもなんね。今、1億放して、今年なんぼ還ってきた。1パーセントもならず、0.なんぼだぞ。こんな増殖なんてもの、ありえねえよ。

確かに海洋環境変わってるかもしれね。したら、何するかって言ったら、やっぱし、元気な稚魚を放すしかねえ。

阿部委員

高野さん言ってるのは、ストレスをなくして、大きくして、元気な稚魚を放しましょうよ、っていう話は中ではやってるんだけど、ただ、浜感覚差があって、そんな稚魚を放したら絶対駄目だよって浜もあるし、で、やっぱり、元気な稚魚を出してくれって浜もあるし。だから、その辺の浜感覚差が、出す前の段階で格差があるんですね。その辺はなかなか調整が難しいところでもあるんだけど。当然、今、前期、中期、後期と放しているんだけど、だいたい、中期と後期は同じ時期に還ってきて、沖で遊んでいるっていうの。それで、中期が上がって、それで後期が上がってくるというような状況なんでね。中期後期が果たして、どういう役割をしているかって、小川さんが話したような、適正な時期に放してるかどうかっていうのもあるだろうけど、まあ、だいたい同じ時期に還ってきているというのは間違いない。それで、その還ってくる尾数をどれだけ多くするかっていうのは、やはり皆さん、最大の課題です。

高野委員

だから、小川さんな、噴火湾も遊楽符もここずっと続いてる、後期群っていなくなっても。前中で終わり。9月10月で終わり。本来11月に盛漁期迎える噴火湾。まるっきりない。まるっきりない。こんなこと昔からありえねえ。なぜ、そういうことになってるかってことよ。そこを突き止めなければ、なかなか、原因探せ、原因探せて難しいかもしれねえけども、なぜ海洋環境変わったからといって、後期群いなくなったのか。

松居会長	資源の放流は増協が専門ですから、増協の会の中でその辺も色々考えながらですね、やれるように頑張ってください。 あと、なければ、事務局よりお願いします。
神崎局長	事務局より、表彰関係で2点ほど報告させていただきます。 11月26日付けで北海道より公表されておりますとおり、高野委員が、長年にわたり水産業の発展に貢献された功績により、北海道産業貢献賞を受賞されることとなりましたので、報告させていただきます。 また、少し遅くなりましたが、阿部委員が10月21日付けで大日本水産会より、水産業の振興発展に功績があったとして、水産功績者として、表彰されることが決定しておりますので、併せて報告させていただきます。 両委員におかれましては、おめでとうございます。 事務局からは以上です。
松居会長	高野委員さん、阿部委員さん、おめでとうございます。両委員の今後の更なる御活躍を祈念しております。 この他に、ご質問やご意見等はございませんか。
各委員	「ありません。」
松居会長	無いようですので、これで、本日の委員会は終了いたします。本日はご苦労さまでした。